

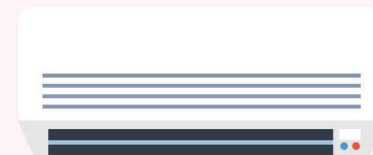
空調機器補助制度のご案内

昭和57年3月30日以前に建てられた住宅にお住まいで、過去に航空機騒音対策として住宅防音工事を実施され、空調機器の更新(買い換え)をご検討の方へ

購入設置費用に
一定額の補助が
受けられます。

制度概要 (条件)

- ①福岡空港周辺の航空機騒音指定区域内で国の制度(空港周辺整備機構)による防音工事や前回の更新工事で設置した空調機器であること。
- ②空調機器を設置後、機構が実施した完了検査の日から起算して10年以上経過していること。
- ③当該機器に故障や不具合が生じていること。



対象の区域 | 航空機騒音指定区域(国土交通省告示)

おおよそのエリア

福岡市博多区の一部

福岡市東区の一部

大野城市の一部

春日市の一部

太宰府市の一部

粕屋町の一部

志免町の一部

事前申請

- 必ず事前に申請が必要となり、審査終了後、申請者ご自身による購入となります。機構からの審査結果のお知らせを受ける前に工事をされた場合は対象外となりますので、ご注意ください。
※検査終了後、申込者へ補助金を入金します。
- 申請時の居住人数による更新台数の制限があります。

※裏面に区域図(概略)を掲載しています。

手続きやお問い合わせ先等の詳細は裏面をご覧ください。

手続きについて

防音工事や更新工事で設置された空調機器が故障したため、既にご自分で交換された空調機器や、防音工事の際に、既存のものを代用機として使用していた空調機器が故障している場合も対象になります。（防音工事や更新工事後10年以上経過している場合に限りです。）

空調機器更新工事費用補助の手続きの流れ



本補助事業は当該年度予算の範囲内で行いますので、受付期間中であっても受付を締め切ることがあります。住宅騒音防止工事が未実施で、ご希望があれば、お問合せください。

<住宅騒音防止工事とは>

国土交通省告示により第1種区域として指定された航空機騒音対策区域内の住宅で、**昭和57年3月30日以前より存在していた住宅**に対し、航空機騒音による障害を防止し、または軽減するため、防音サッシや空気調和機器の取付等を行う工事のことで、「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」（昭和42年8月1日法律第110号）第8条の2に基づき行われます。

申込書設置場所

- 大野城市役所（環境・最終処分場対策課）
- 太宰府市役所（環境課）
- 春日市役所（環境課）
- 粕屋町役場（道路環境整備課）
- 志免町役場（生活安全課）
- 福岡市役所（空港対策課：市役所北別館1階）
区市民相談室・各共同利用会館（博多区、東区）

【例年の申込期間】5月頃から12月上旬

当機構ホームページからも
申込書等をダウンロードできます。

URL <http://www.oeia.or.jp/bouon/index.html>



※対象（工事履歴の有無）かどうかの確認等については、下記のお問合せ先までお気軽にご連絡ください。

お問い合わせ先



独立行政法人
空港周辺整備機構（地域振興課）

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東二丁目17番5号アークビル9階
TEL:092-472-4594 FAX:092-472-4597 E-mail: minbo@oeia-fuk.ne.jp

